障害福祉サービス利用の流れ

★スタート★

1) 相談(市に申込)

・サービス等利用計画案提出依頼書

市一・介護給付費等支給申請書

・相談支援事業所一覧 を市が渡す

ケアプランの作成は 相談支援事業所の相談員が お手伝いします。 お気軽にご相談ください!

利

⇒計画案提出依頼書を受取ったら…

相談支援事業所一覧から事業所を 選んで、サービス利用計画の作成を 依頼して下さい。

2) 調査(自宅等の訪問)

- 障害支援区分等の調査の実施
- ・サービス利用意向の聴取の実施

【希望サービスに応じ医療機関に受診】

3) 障害支援区分の認定

障害支援区分の認定結果の通知

4) サービス等利用計画(案) の作成と提出

事業所によ・相談支援事業所と契約

認定結果 ・計画(案)を作成する を提示し

計画(案)を市に提出(代行可)

5) 支給決定

市

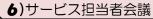
- ・区分や計画(案)等を参考に支給決定
- ・モニタリングの期間を市が決定
- ・障害福祉サービス受給者証の発行

申請

て下さい

利

利



利

事業所に 受給者証 を提示し

て下さい

- ・サービス等利用計画(案)の調整
- ・サービス事業者と時間等の調整
- ・サービス等利用計画の作成

※図の説明

=利用者ご自身がやること 利

=市がやること 市

相 =相談支援事業者がやること

=サービス事業者がやること

7) 契約

利

・計画に基づきサービス事業者と契約

サービス利用

- ・サービス利用開始
- ・事業所に利用料の支払い

相

9) モニタリング

・相談支援事業所が定期的にサービス 利用状況等を確認

・必要に応じてサービスの変更の相談

期間は必要に応じ 市が決定します。

※モニタリングの